

社会福祉法人浦安荘 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浦安荘（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、その親族その他特別の関係がある者及び法人職員には支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

一律	5,000円
----	--------

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

一律	5,000円
----	--------

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。